

令和 4 年度 食の安全・安心の確保に関する行動計画(案)〈主な変更点〉

【新規追加項目】

「生産から販売に至る安全確保のための監視、指導等」の柱に「④食品等の検査」の項目を追加 (P3)

【新規追加項目】

- ・ 野生鳥獣の食肉処理における衛生管理指導 (P16)
安全かつ良質なジビエの流通を目的に、新たに追記した。
- ・ 集団給食施設の巡回指導 (P17)
石川県食品衛生監視指導計画に基づき、新たに追記した。

【削除項目】

- ・ 食品衛生法に基づく許可制度の見直しおよび届出制度創設への対応
許可制度の見直し及び届出制度創設への対応が終了し、令和 3 年 6 月に食品衛生法が本格施行されたため
- ・ おもてなし店認証支援
おもてなし店認証支援事業は令和 3 年度をもって終了したため

【体系等の見直し (P3)】

『製造・加工・調理、販売段階における安全の確保 ②食品等の検査』

→『生産段階における安全の確保 ④食品等の検査』へ移動

- ・ 農産物残留農薬検査 (P10)
- ・ 食肉等の残留物質検査 (P11)
- ・ 輸入食品の検査 (P11)

『生産段階における安全の確保 ③安全な水産物の生産・供給』

→『製造・加工・調理、販売段階における安全の確保 ②食品等の検査』へ移動

- ・ ふぐの卵巣の塩蔵品のふぐ毒検査 (P19)

『食品等の適切な表示の推進』

→『製造・加工・調理、販売段階における安全の確保 ②食品等の検査』へ移動

- ・ アレルギー・遺伝子組み換え食品検査 (P19)

→景品表示法に関する「食品表示適正化推進事業」と「食品表示法に基づく監視指導」を『食品表示法及び景品表示法に基づく監視指導 (P22)』に統一した。